明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八七）　三
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八八）　四
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二八九）　五
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九〇）　六
○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二九一）　六

〔府　令〕
○信用金庫法施行規則及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八二）　六

〔府令・省令〕
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一五）　八
○地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通六）　一〇

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一九）　一二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（同二〇）　一三

〔省　令〕
○計量法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業六二）　一九
○装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令（国土交通八四）　二三
○国土交通省関係地域再生法施行規則等の一部を改正する省令（同八五）　二四

〔告　示〕
○信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項から第六項まで、第百十五条第一項及び第二項並びに第百十七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（金融庁六六）　二五
○協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項から第六項まで、第五十二条第一項及び第二項並びに第五十四条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同六七）　二七
○労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示の一部を改正する件（金融庁・厚生労働一一）　二九
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二五八）　三〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二五九）　三一
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二六〇）　三一
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同二六一）　三二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二六二）　三二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同二六三）　三三
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学一三〇）　三五
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同一三一）　三七
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一一七二）　四〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八七号）（総務省）

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九三号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年九月二〇日とすることとした。

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八八号）（厚生労働省）

一　大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行令」に改めることとした。

2　大麻草の栽培の規制に関する法律第一二条の三第一項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法別表第一第四二号に掲げる物の重量の割合が、〇・三パーセントであることとすることとした。

3　大麻草の栽培の規制に関する法律第一三条第四項の政令で定める手数料の額は、第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者にあっては一八万六〇〇円、第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者にあっては一万二、三〇〇円とすることとした。

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条～第五条関係）

国立大学法人等を国等とみなしてその規定が準用される法令として、大麻草の栽培の規制に関する法律を定めるため、その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月一日）から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第二八九号）（こども家庭庁）

一　子ども・子育て支援法施行令の一部改正関係

1　子ども・子育て支援特例公債の発行対象の費用となる「支援納付金対象費用」を定めている子ども・子育て支援法（以下「子子法」という。）第七一条の三第一項第六号の政令で定める経費を規定することとした。（第四二条関係）

2　内閣総理大臣がこども家庭庁長官に委任する権限から子ども・子育て支援納付金関係の事項を除くこととした。（第四三条関係）

二　予算決算及び会計令の一部改正関係

子ども・子育て支援特例公債の出納整理期間発行を行う場合について、予算決算及び会計令第七条第一項本文に規定する日本銀行における受入れ及び支払の期限の特例を定めることとした。（附則第一〇条の三関係）

三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による子子法の改正において、子ども・子育て支援交付金の根拠規定が子子法第六八条の二に変更となることに伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第二条第四七号関係）

四　児童手当法施行令の一部改正関係

1　改正法による児童手当法（以下「児手法」という。）第八条第四項の改正において、児童手当が隔月支給となることに伴い、市町村に対する児童手当の支給に要する費用の交付金の交付時期に関する規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

2　改正法による児手法第五条及び附則第二条の改正において、児童手当の支給に係る所得制限を撤廃するとともに、附則第二条第一項に規定する給付（以下「特例給付」という。）を廃止することに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

五　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係

改正法による児手法第五条及び附則第二条の改正において、児童手当の支給に係る所得制限を撤廃するとともに、特例給付を廃止することに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第三七条関係）

六　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係

特別会計に関する法律施行令第五六条の二に規定する内閣総理大臣と厚生労働大臣の所掌区分に、子ども・子育て支援特例公債関係の事項を追加することとした。（第五六条の二第一項第一号ハ及びニ関係）

七　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令の廃止関係

改正法による児手法第五条の改正において、児童手当の支給に係る所得制限を撤廃することに伴い、その制定根拠を失うことから、廃止することとした。

八　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係

1　改正法による児手法第五条及び附則第二条の改正において、児童手当の支給に係る所得制限を撤廃するとともに、特例給付を廃止することに伴い、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条第九号関係）

2　改正法による児手法第五条及び附則第二条の改正において、児童手当の支給に係る所得制限を撤廃するとともに、特例給付を廃止することに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令について、所要の規定の整理を行うこととした。（第一八条の二第一項第一〇号関係）

九　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部改正関係

改正法による児手法第五条及び附則第二条の改正において、児童手当の支給に係る所得制限を撤廃するとともに、特例給付を廃止することに伴い、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一号関係）

一〇　こども家庭庁組織令の一部改正関係

改正法による児手法の改正において特例給付が廃止されることに伴い、成育局成育環境課の所掌事務について規定の整備を行うこととした。（第一五条及び附則第三項関係）

一一　生活保護法の一部改正に伴う経過措置
　改正法による児手法附則第二条の改正において特例給付を廃止することとしているところ、生活保護の受給認定の際の所得確認の事務等において、過去の特例給付の受給状況に係る資料の提供等の求めに関する事務を行うことが想定されることから、必要な経過措置について定めることとした。
一二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置
　改正法による児手法附則第二条の改正において特例給付を廃止することとしているところ、市町村長等が所得更正に伴う特例給付の支給事務や未払特例給付の支給事務など過去の特例給付の支給に関する事務を行うことが想定されることから、必要な経過措置について定めることとした。
一三　施行期日等
　1　この政令の施行に関し、必要な経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）
　2　この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九〇号）（こども家庭庁）
　子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六八号）の施行期日は、令和六年九月二五日とすることとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九一号）（こども家庭庁）
一　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令の一部改正関係
　ひとり親世帯の養育費受領率について、ひとり親世帯の総数のうちにひとり親世帯に属する子の親から当該子の養育に必要な費用の支払を受けているひとり親が属するひとり親世帯として内閣総理大臣が定めるものの数の占める割合とすることとした。（第一条第三項関係）
二　関係政令の整備
　その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第三条関係）
三　この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二五日）から施行することとした。

政　令

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十七号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年九月二十日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第十二条の三第一項及び第十三条第四項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十五条、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）第二十四条並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の一部改正）

第一条　大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和六年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行令

本則中「大麻草の栽培の規制に関する法律」を「法」に改め、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者　十八万六百円

二　第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者　一万二千三百円

本則を第二条とし、同条に見出しとして「（手数料）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（含有量の基準）

第一条　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条の三第一項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第四十二号に掲げる物の重量の割合が、〇・三パーセントであることとする。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第二条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号を次のように改める。

二　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号を次のように改める。

一　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

（独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正）

第五条　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

二　削除

附　則

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　加藤　鮎子
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十九号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十六条、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項第六号及び第七十六条第一項、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十九条、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百九条第二項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条・第十二条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に改める。

第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条中「並びに第七十条第三項及び第四項」を「、第七十条第三項及び第四項、第七十一条の五第三項第二号並びに第七十一条の六第二項第二号」に改め、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

（法第七十一条の三第一項第六号の政令で定める経費）

第四十二条　法第七十一条の三第一項第六号の政令で定める経費は、子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関する諸費とする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第二条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三　子ども・子育て支援法第七十一条の二十六第二項の規定により令和六年度から令和十年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第三条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十七号中「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に改める。

（児童手当法施行令の一部改正）

第四条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次、第一章の章名及び第一条から第三条までを削る。

第四条第一項中「法第十七条第一項」を「児童手当法（以下「法」という。）第十七条第一項」に改め、同条を第一条とする。

第五条中「法第八条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該」を「毎年度、次の各号に掲げる月に当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　四月　四月及び六月
二　七月　八月及び十月
三　十一月　十二月及び二月

第五条を第二条とし、第六条を第三条とする。

第二章及び第三章を削る。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第一号ハ中「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に改め、同号ニ中「第十七条第一項」の下に「及び第百十八条の三第一項」を、「積立金の管理」の下に「、法第百十八条の三第二項の規定による一般会計への繰入れ、子ども・子育て支援法附則第二十八条の規定により読み替えて適用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により発行する公債に係る収入の受入れ」を加える。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令の廃止）

第七条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令（平成二十四年政令第百四十九号）は、廃止する。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

一　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成二十六年政令第十一号）第一条第九号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条の二第一項第十号

（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部改正）

第九条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。）」を削る。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第十条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「及び同法附則第二条第一項の給付」を削る。

附則に次の一項を加える。

（成育局成育環境課の所掌事務の特例）

3　成育局成育環境課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付に関する事務をつかさどる。

第二章　経過措置

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に行われた特例給付（改正法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。以下同じ。）の支給及び改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例により改正法の施行後に行われる特例給付の支給に関する情報については、改正法附則第二十三条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の三の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この条の前段の規定によりなお効力を有することとされた同表の三の項第二号中「同法」とあるのは、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　市町村長等（市町村長、特別区の区長及び児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者をいう。附則第二項において同じ。）が改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特例給付の支給に関する事務（附則第二項において「旧特例給付事務」という。）を行う場合における改正法附則第三十五条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条及び別表八十一の項の規定の適用については、同項の下欄中「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　市町村長等が旧特例給付事務を行う場合における第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条の二第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第二十八条」とあるのは、「第二十八条（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日は、令和六年九月二十五日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　加藤　鮎子
厚生労働大臣　武見　敬三

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十一号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十八号）の施行に伴い、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第九条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令の一部改正）

第一条　子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令（平成二十六年政令第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項第二号のこどもの貧困率等の定義を定める政令

第一項中「子どもの貧困対策の推進に関する法律（」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号。」に、「第八条第二項第二号」を「第九条第二項第二号」に、「子どもの貧困率」を「こどもの貧困率」に改める。

第二項中「第八条第二項第二号」を「第九条第二項第二号」に、「一人親世帯の貧困率」を「ひとり親世帯の貧困率」に、「一人親世帯（」を「ひとり親世帯（」に、「が一人親世帯」を「がひとり親世帯」に改める。

第四項中「第八条第二項第二号」を「第九条第二項第二号」に、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」に改め、同項を第五項とする。

第三項中「第八条第二項第二号」を「第九条第二項第二号」に、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」を「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　法第九条第二項第二号の「ひとり親世帯の養育費受領率」とは、ひとり親世帯（子（十八歳以上の者その他内閣総理大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）及び当該子の親であって当該子が生まれた後に離婚し現に婚姻をしていない者その他の内閣総理大臣が定める者であるもの（以下この項において「ひとり親」という。）が属する世帯をいう。以下この項において同じ。）の総数のうちにひとり親世帯に属する子の親（当該ひとり親世帯に属しないものに限る。）から当該子の養育に必要な費用の支払を受けているひとり親が属するひとり親世帯として内閣総理大臣が定めるものの数の占める割合をいう。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第十六号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第三条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十九号及び第十条第十号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附　則

この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二十五日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　加藤　鮎子
厚生労働大臣　武見　敬三

府　令

○内閣府令第八十二号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第六項並びに信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第七項第一号及び第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第七項第一号及び第四号の規定に基づき、信用金庫法施行規則及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

信用金庫法施行規則及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第一条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（同一人に対する信用の供与等）	（同一人に対する信用の供与等）
第百十四条　令第十一条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、信用金庫にあつては別紙様式第十三号、信用金庫連合会にあつては別紙様式第十四号（特定取引勘定設置信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十五号）中の貸借対照表（以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官が定めるものを除く。）とする。	**第百十四条**　令第十一条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、信用金庫にあつては、別紙様式第十三号、信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十四号（特定取引勘定設置信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十五号）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］

4　令第十一条第七項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官が定めるものを除く。）及び金融庁長官が別に定めるものとする。

［一～十一　略］

［5・6　略］

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条　金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第百十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一　前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

［イ・ロ　略］

ハ　貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額

ニ～ヘ　［略］

［二～八　略］

2　金庫が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の金庫の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として

4　令第十一条第七項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

［一～十一　同上］

［5・6　同上］

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条　金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第百十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ～ホ　［同上］

［二～八　同上］

2　金庫が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の金庫の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として

金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［略］

金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（同一人に対する信用の供与等）	（同一人に対する信用の供与等）
第五十一条　令第三条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、信用協同組合にあっては別紙様式第九号、	**第五十一条**　令第三条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、信用協同組合にあっては、別紙様式第九号、

信用協同組合連合会にあっては別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官が定めるものを除く。）とする。

［一～三　略］

［２・３　略］

４　令第三条第七項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官が定めるものを除く。）及び金融庁長官が別に定めるものとする。

［一～十　略］

［５・６　略］

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第五十二条　信用協同組合等の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等（信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一　前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

［イ・ロ　略］

ハ　貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額

ニ～ヘ　［略］

［二～八　略］

２　信用協同組合等が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年三月三十一日から施行する。

府　令　・　省　令

○内閣府厚生労働省令第十五号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第六項並びに労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第七項第一号及び第四号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

信用協同組合連合会にあっては、別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

［一～三　同上］

［２・３　同上］

４　令第三条第七項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

［一～十　同上］

［５・６　同上］

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第五十二条　信用協同組合等の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等（信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ～ホ　［同上］

［二～八　同上］

２　信用協同組合等が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

３　［同上］

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（同一人に対する信用の供与等） **第九十六条**　令第五条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫にあつては別紙様式第九号、労働金庫連合会にあつては別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条及び次条第一項第一号ハにおいて「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを除く。）とする。 ［一～三　略］ ［2・3　略］ 4　令第五条第七項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの（金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを除く。）並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものとする。 ［一～九　略］ ［5・6　略］ （銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項） **第九十七条**　金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第百条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が	（同一人に対する信用の供与等） **第九十六条**　令第五条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫にあつては別紙様式第九号、労働金庫連合会にあつては別紙様式第十号中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。 ［一～三　同上］ ［2・3　同上］ 4　令第五条第七項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものとする。 ［一～九　同上］ ［5・6　同上］ （銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項） **第九十七条**　金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第百条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。 一　前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額 ［イ・ロ　略］ ハ　貸借対照表の貸倒引当金勘定に計上されるものの額のうち当該貸出金に対して計上される額 ニ～ヘ　［略］ ［二～八　略］ 2　金庫が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の金庫の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により、又は金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるところにより計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官及び	定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ［号の細分を加える。］ ハ～ホ　［同上］ ［二～八　同上］ 2　金庫が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の金庫の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものについては、当該信用リスク削減手

厚生労働大臣が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。	法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。
3　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。

○内閣府令・国土交通省令第六号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（令和元年内閣府令・国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都道府県公安委員会への書面の送付） **第一条**　国土交通大臣（地域再生法（以下「法」という。）第十七条の六十一の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第十七条の五十一第一項に規定する住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、同条第四項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、法第十七条の五十第二項第一号に掲げる住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。	（都道府県公安委員会への書面の送付） **第一条**　国土交通大臣（地域再生法（以下「法」という。）第十七条の五十三の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第十七条の四十四第一項に規定する住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、同条第四項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、法第十七条の四十三第二項第一号に掲げる住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。
（意見の提出） **第二条**　関係公安委員会は、前条に規定する書面の送付を受けたときは、当該書面の送付を受けた日から二十日以内（法第十七条の五十第二項第二号に掲げる住宅団地再生道路運送利便増進事業の内容（以下「事業内容」という。）に、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）が含まれる場合において、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の態様が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第三条の三第二号に掲げる路線不定期運行のみであるときにあっては、十四日以内）に国土交通大臣に対し、意見を提出するものとする。 （意見を聴く必要がない場合） **第三条**　法第十七条の五十一第四項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 ［一～四　略］ （処分の通知） **第四条**　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第十七条の五十一第三項の規定による認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。 （住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更の認定） **第五条**　第一条から前条までの規定は、法第十七条の五十一第六項に規定する住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更に係る認定の申請があった場合について準用する。	（意見の提出） **第二条**　関係公安委員会は、前条に規定する書面の送付を受けたときは、当該書面の送付を受けた日から二十日以内（法第十七条の四十三第二項第二号に掲げる住宅団地再生道路運送利便増進事業の内容（以下「事業内容」という。）に、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）が含まれる場合において、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の態様が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第三条の三第二号に掲げる路線不定期運行のみであるときにあっては、十四日以内）に国土交通大臣に対し、意見を提出するものとする。 （意見を聴く必要がない場合） **第三条**　法第十七条の四十四第四項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 ［一～四　同上］ （処分の通知） **第四条**　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第十七条の四十四第三項の規定による認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。 （住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更の認定） **第五条**　第一条から前条までの規定は、法第十七条の四十四第六項に規定する住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更に係る認定の申請があった場合について準用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十四条　法別表八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 二　児童手当法第九条第一項の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 三　児童手当法第十二条第一項若しくは第二項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 四　児童手当法第二十一条第一項若しくは第二項の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 五　児童手当法第二十六条（同条第二項を除く。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六　児童手当法第二十八条の資料の提供等の求めに関する事務 ［七　略］ **第四十五条**　法別表八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　雇用保険法第十条第一項の失業等給付若しくは同法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ［四～六　略］	**第四十四条**　［同上］ 一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 二　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 三　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 四　児童手当法第二十一条第一項若しくは第二項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 五　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六　児童手当法第二十八条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 ［七　同上］ **第四十五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　雇用保険法第十条第一項の失業等給付若しくは同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ［四～六　同上］

第六十八条　法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定（同条第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務

三　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する事務

四　子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五　子ども・子育て支援法第十条の十三第二項の情報の提供の求めに関する事務

六　子ども・子育て支援法第十六条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

七～十九　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第六十八条　［同上］

［新設］

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十六条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

二～十四　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第四十五条及び第六十八条の改正規定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第二百八十九号）第十二条の規定により読み替えて適用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の児童手当若しくは子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは旧特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

三　児童手当法第十二条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の未支払の児童手当若しくは旧特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

四　児童手当法第二十一条第一項若しくは第二項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

五　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六　児童手当法第二十八条（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務

七　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

○デジタル庁・総務省令第二十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
第二条　法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。			
情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
四十二　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	［略］	［略］
		［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例

改正前			
第二条　［同上］			
情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
四十二　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	［同上］	［同上］
		［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの

												給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
百六　市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	［略］
百七　市町村長	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの	［略］
百十　厚生労働大臣	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百六　市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	［同上］
百七　市町村長	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの	［同上］
百十　厚生労働大臣	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	［同上］

百十二　厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
百五十五　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

第三条　前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第二項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

［ニ　略］

第四十四条　第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務　同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ソ　略］

ツ　児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

［ネ～ケ　略］

［二～六　略］

百十二　厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百五十五　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

［ニ　同上］

第四十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ソ　同上］

ツ　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

［ネ～ケ　同上］

［二～六　同上］

第百八条　第二条の表百六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

二　児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る施設等受給資格者（同項の施設等受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する施設入所等児童をいい、国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等（同号の障害児入所施設等をいう。）に入所している者に限る。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該請求に係る一般受給資格者、施設等受給資格者又は施設入所等児童に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　児童手当法第十二条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は旧特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る児童（同法第四条第一項第一号に規定する児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　児童手当法第十二条第二項の未支払の児童手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する施設入所等児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六　児童手当法第二十六条（同条第二項を除く。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

第百九条　第二条の表百七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

第百八条　［同上］

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

二　児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る施設等受給資格者（同項の施設等受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいい、国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等（同号の障害児入所施設等をいう。）に入所している者に限る。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

ハ　当該請求に係る一般受給資格者、施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る中学校修了前の児童（同法第四条第一項第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　児童手当法第十二条第二項の未支払の児童手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

第百九条　［同上］

一　児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

第百十二条　第二条の表百十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第五項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［二　略］

第百十四条　第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

二　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十七条　第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ソ　略］

ツ　児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

［ネ～ケ　略］

［二～六　略］

第百四十三条　第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～リ　略］

第百十二条　［同上］

一　雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［二　同上］

第百十四条　［同上］

一　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

二　雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務　当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十七条　［同上］

一　［同上］

［イ～ソ　同上］

ツ　児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

［ネ～ケ　同上］

［二～六　同上］

第百四十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～リ　同上］

ヌ　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

［二～六　略］

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定（同法第十条の九第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る妊婦に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務　当該取消しに係る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する事務　当該支給に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　［略］

六　［略］

七　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第五号に掲げる情報

八　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第五号に掲げる情報

九　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第五号に掲げる情報

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第十一号に掲げる情報

十四　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第十一号に掲げる情報

十五　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第十一号に掲げる情報

十六　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第十一号に掲げる情報

十七　［略］

十八　［略］

ヌ　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

［二～六　同上］

第百五十七条　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

一　［同上］

二　［同上］

三　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第一号に掲げる情報

四　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第一号に掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第一号に掲げる情報

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第七号に掲げる情報

十　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号に掲げる情報

十一　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号に掲げる情報

十二　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第七号に掲げる情報

十三　［同上］

十四　［同上］

第百六十三条　第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務　生活に困窮する外国人であって同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ソ　略］

ツ　児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

［ネ～ケ　略］

［二～六　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第二条の表百十の項、百十二の項及び百五十五の項、第三条、第百十二条、第百十四条並びに第百五十七条の改正規定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

省　令

○経済産業省令第六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十日

経済産業大臣　齋藤　健

計量法施行規則等の一部を改正する省令

（計量法施行規則の一部改正）

第一条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第五条、第十三条関係）

事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一～六	［略］	［略］
七	［略］	一　次に掲げるイ又はロの設備 イ　基準ガラス製温度計 ロ　体温計用基準電気式温度計 二　［略］
八	［略］	
九～二十五	［略］	［略］
二十六	［略］	次のいずれかの設備 一・二　［略］ 三　基準電気式圧力計
二十七	［略］	
二十八～四十六	［略］	［略］

改正前

別表第一（第五条、第十三条関係）

事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一～六	［略］	［略］
七	［略］	一　基準ガラス製温度計 ［新設］ 二　［略］
八	［略］	
九～二十五	［略］	［略］
二十六	［略］	次のいずれかの設備 一・二　［略］ ［新設］
二十七	［略］	
二十八～四十六	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（基準器検査規則の一部改正）

第二条　基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則	第一章　総則
第一節　通則（第一条―第五条）	第一節　通則（第一条―第五条）
第二節　申請等（第六条―第八条）	第二節　申請等（第六条―第八条）
第三節　基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）	第三節　基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）
第四節　基準器検査証印（第十九条―第二十二条）	第四節　基準器検査証印（第十九条―第二十二条）
第五節　雑則（第二十三条―第二十八条の二）	第五節　雑則（第二十三条―第二十八条の二）
第二章　長さ基準器	第二章　長さ基準器
第一節　構造に係る技術上の基準	第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準巻尺（第二十九条―第三十四条）	第一款　基準巻尺（第二十九条―第三十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）	第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）
第二節　基準器公差（第三十九条）	第二節　基準器公差（第三十九条）
第三節　検査方法	第三節　検査方法
第一款　基準巻尺（第四十条―第四十四条）	第一款　基準巻尺（第四十条―第四十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）	第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）
第三章　質量基準器	第三章　質量基準器
第一節　構造に係る技術上の基準	第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第四十八条―第六十六条）	第一款　通則（第四十八条―第六十六条）
第二款　基準天びん等（第六十七条―第七十五条）	第二款　基準天びん等（第六十七条―第七十五条）
第三款　基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）	第三款　基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）
第四款　基準分銅（第八十三条―第九十条）	第四款　基準分銅（第八十三条―第九十条）
第二節　基準器公差（第九十一条）	第二節　基準器公差（第九十一条）
第三節　検査方法	第三節　検査方法
第一款　通則（第九十二条―第九十八条）	第一款　通則（第九十二条―第九十八条）
第二款　基準天びん（第九十九条―第百二条）	第二款　基準天びん（第九十九条―第百二条）
第三款　基準台手動はかり（第百三条―第百九条）	第三款　基準台手動はかり（第百三条―第百九条）
第四款　基準分銅（第百十条）	第四款　基準分銅（第百十条）
第四章　温度基準器	第四章　温度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準	第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準ガラス製温度計（第百十一条―第百十六条）	第一款　通則（第百十一条―第百十六条）
第二款　体温計用基準電気式温度計（第百十七条―第百三十条）	第二款　基準ガラス製温度計（第百十七条―第百三十条）
第二節　基準器公差（第百三十一条―第百三十三条の二）	第二節　基準器公差（第百三十一条―第百三十三条）
第三節　検査方法	第三節　検査方法（第百三十四条―第百四十七条）
第一款　基準ガラス製温度計（第百三十四条―第百四十七条の二・第百四十七条の三）	［新設］
第二款　体温計用基準電気式温度計（第百四十七条の二・第百四十七条の三）	［新設］

第五章　面積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第百四十八条―第百五十条）
第二節　基準器公差（第百五十一条）
第三節　検査方法（第百五十二条―第百五十四条）
第六章　体積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準フラスコ等（第百五十五条―第百六十二条）
第二款　基準ガスメーター（第百六十三条―第百八十二条）
第三款　基準水道メーター（第百八十三条―第百九十一条）
第四款　基準燃料油メーター（第百九十二条―第二百二条）
第五款　基準タンク（第二百三条―第二百十五条）
第六款　基準体積管（第二百十六条―第二百二十六条）
第二節　基準器公差（第二百二十七条）
第三節　検査方法
第一款　基準フラスコ等（第二百二十八条―第二百三十三条）
第二款　基準ガスメーター（第二百三十四条―第二百四十二条）
第三款　基準水道メーター（第二百四十三条―第二百四十七条）
第四款　基準燃料油メーター（第二百四十八条―第二百五十三条）
第五款　基準タンク（第二百五十四条―第二百六十七条）
第六款　基準体積管（第二百五十八条―第二百六十一条）
第七章　密度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第二百六十二条―第二百七十一条）
第二款　基準密度浮ひょう（第二百七十二条・第二百七十三条）
第三款　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計（第二百七十四条―第二百七十八条）
第二節　基準器公差（第二百七十九条・第二百八十条）
第三節　検査方法（第二百八十一条―第二百八十七条）
第八章　圧力基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準液柱型圧力計（第二百八十八条―第二百九十六条）
第二款　基準重錘型圧力計（第二百九十七条―第三百九条）
第三款　基準電気式圧力計（第三百九条の二・第三百九条の三）
第四款　血圧計用基準圧力計（第三百九条の四・第三百九条の五）
第二節　基準器公差（第三百十条―第三百十一条の三）
第三節　検査方法
第一款　通則（第三百十二条）
第二款　基準液柱型圧力計（第三百十三条・第三百十四条）
第三款　基準重錘型圧力計（第三百十五条―第三百十七条）
第四款　基準電気式圧力計（第三百十七条の二・第三百十七条の三）
第五款　血圧計用基準圧力計（第三百十七条の四・第三百十七条の五）

第五章　面積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第百四十八条―第百五十条）
第二節　基準器公差（第百五十一条）
第三節　検査方法（第百五十二条―第百五十四条）
第六章　体積基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準フラスコ等（第百五十五条―第百六十二条）
第二款　基準ガスメーター（第百六十三条―第百八十二条）
第三款　基準水道メーター（第百八十三条―第百九十一条）
第四款　基準燃料油メーター（第百九十二条―第二百二条）
第五款　基準タンク（第二百三条―第二百十五条）
第六款　基準体積管（第二百十六条―第二百二十六条）
第二節　基準器公差（第二百二十七条）
第三節　検査方法
第一款　基準フラスコ等（第二百二十八条―第二百三十三条）
第二款　基準ガスメーター（第二百三十四条―第二百四十二条）
第三款　基準水道メーター（第二百四十三条―第二百四十七条）
第四款　基準燃料油メーター（第二百四十八条―第二百五十三条）
第五款　基準タンク（第二百五十四条―第二百六十七条）
第六款　基準体積管（第二百五十八条―第二百六十一条）
第七章　密度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第二百六十二条―第二百七十一条）
第二款　基準密度浮ひょう（第二百七十二条・第二百七十三条）
第三款　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計（第二百七十四条―第二百七十八条）
第二節　基準器公差（第二百七十九条・第二百八十条）
第三節　検査方法（第二百八十一条―第二百八十七条）
第八章　圧力基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準液柱型圧力計（第二百八十八条―第二百九十六条）
第二款　基準重錘型圧力計（第二百九十七条―第三百九条）
［新設］
第三款　血圧計用基準圧力計（第三百九条の二・第三百九条の三）
第二節　基準器公差（第三百十条―第三百十一条の二）
第三節　検査方法
第一款　通則（第三百十二条）
第二款　基準液柱型圧力計（第三百十三条・第三百十四条）
第三款　基準重錘型圧力計（第三百十五条―第三百十七条）
［新設］
第四款　血圧計用基準圧力計（第三百十七条の二・第三百十七条の三）

第九章　削除
第十章　電気基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準電流計等（第三百三十条―第三百三十五条）
第二款　基準電圧発生器（第三百三十六条―第三百三十八条）
第三款　基準抵抗器（第三百三十九条―第三百四十三条）
第四款　基準電力量計（第三百四十四条―第三百五十一条）
第二節　基準器公差（第三百五十二条）
第三節　検査方法
第一款　基準電流計等（第三百五十三条―第三百五十九条）
第二款　基準電圧発生器（第三百六十条―第三百六十二条）
第三款　基準抵抗器（第三百六十三条―第三百六十六条）
第四款　基準電力量計（第三百六十七条―第三百七十五条）
第十一章　照度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百七十六条―第三百七十八条）
第二節　基準器公差（第三百七十九条）
第三節　検査方法（第三百八十条）
第十二章　騒音基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百八十一条―第三百八十三条）
第二節　基準器公差（第三百八十四条）
第三節　検査方法（第三百八十五条―第三百八十八条）
第十三章　振動基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百八十九条―第三百九十二条）
第二節　基準器公差（第三百九十三条）
第三節　検査方法（第三百九十四条・第三百九十五条）
第十四章　濃度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百九十六条―第四百六条）
第二節　基準器公差（第四百七条・第四百八条）
第三節　検査方法（第四百九条―第四百十四条）
第十五章　比重基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第四百十五条―第四百二十四条）
第二款　基準比重浮ひょう（第四百二十五条）
第三款　基準重ボーメ度浮ひょう（第四百二十六条）
第二節　基準器公差（第四百二十七条・第四百二十八条）
第三節　検査方法（第四百二十九条―第四百三十四条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（基準器の種類）

第四条　基準器の種類は、次のとおりとする。

一・二　［略］

第九章　削除
第十章　電気基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準電流計等（第三百三十条―第三百三十五条）
第二款　基準電圧発生器（第三百三十六条―第三百三十八条）
第三款　基準抵抗器（第三百三十九条―第三百四十三条）
第四款　基準電力量計（第三百四十四条―第三百五十一条）
第二節　基準器公差（第三百五十二条）
第三節　検査方法
第一款　基準電流計等（第三百五十三条―第三百五十九条）
第二款　基準電圧発生器（第三百六十条―第三百六十二条）
第三款　基準抵抗器（第三百六十三条―第三百六十六条）
第四款　基準電力量計（第三百六十七条―第三百七十五条）
第十一章　照度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百七十六条―第三百七十八条）
第二節　基準器公差（第三百七十九条）
第三節　検査方法（第三百八十条）
第十二章　騒音基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百八十一条―第三百八十三条）
第二節　基準器公差（第三百八十四条）
第三節　検査方法（第三百八十五条―第三百八十八条）
第十三章　振動基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百八十九条―第三百九十二条）
第二節　基準器公差（第三百九十三条）
第三節　検査方法（第三百九十四条・第三百九十五条）
第十四章　濃度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準（第三百九十六条―第四百六条）
第二節　基準器公差（第四百七条・第四百八条）
第三節　検査方法（第四百九条―第四百十四条）
第十五章　比重基準器
第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第四百十五条―第四百二十四条）
第二款　基準比重浮ひょう（第四百二十五条）
第三款　基準重ボーメ度浮ひょう（第四百二十六条）
第二節　基準器公差（第四百二十七条・第四百二十八条）
第三節　検査方法（第四百二十九条―第四百三十四条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（基準器の種類）

第四条　基準器の種類は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　温度基準器
イ　［略］
ロ　体温計用基準電気式温度計
四～六　［略］
七　圧力基準器
イ・ロ　［略］
ハ　基準電気式圧力計
ニ　［略］
八～十四　［略］
（基準器検査証印を付する部分）

第二十条　基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一・二　［略］
三　温度基準器については、次の部分
イ　基準ガラス製温度計については、上端付近
ロ　体温計用基準電気式温度計については、本体の見やすい箇所
四～六　［略］
七　圧力基準器については、次の部分
イ・ロ　［略］
ハ　基準電気式圧力計及び血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所
八～十　［略］
2・3　［略］
（基準器検査証印の有効期間）

第二十一条　法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基準器の種類	有効期間
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器	［削る］
イ　基準ガラス製温度計	五年
ロ　体温計用基準電気式温度計	三年
四～六　［略］	［略］
七　圧力基準器	
イ　［略］	［略］
ロ　基準電気式圧力計及び血圧計用基準圧力計	三年
八～十二　［略］	［略］

三　温度基準器
イ　［略］
［新設］
四～六　［略］
七　圧力基準器
イ・ロ　［略］
［新設］
ハ　［略］
八～十四　［略］
（基準器検査証印を付する部分）

第二十条　基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一・二　［略］
三　温度基準器については、上端付近
［新設］
［新設］
四～六　［略］
七　圧力基準器については、次の部分
イ・ロ　［略］
ハ　血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所
八～十　［略］
2・3　［略］
（基準器検査証印の有効期間）

第二十一条　法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基準器の種類	有効期間
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器	
［新設］	五年
［新設］	［新設］
四～六　［略］	［略］
七　圧力基準器	
イ　［略］	［略］
ロ　血圧計用基準圧力計	一年
八～十二　［略］	［略］

第四章　温度基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

第一款　基準ガラス製温度計

（表記）

第百十一条　基準ガラス製温度計の主な目盛線には、その表す温度の値が表記されていなければならない。

（目盛標識）

第百十二条　基準ガラス製温度計の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2　基準ガラス製温度計の目盛線は、その中心線によって温度を表すように付されていなければならない。

3　基準ガラス製温度計の目盛線は、その太さが目幅の五分の一以下でなければならない。

4　基準ガラス製温度計の目盛線は、基準ガラス製温度計を鉛直の状態にし、かつ、感温液の液面の位置までその目盛線が表す温度に保ったときに、その位置によって付されていなければならない。

5　基準ガラス製温度計は、零下五十六度から三百六十五度までのうち、一定の範囲の温度を表す目盛線が付されたものであって、かつ、零度の温度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

6　基準ガラス製温度計は、零度の温度を表す目盛線の上下に、その目盛線に連続して、当該基準ガラス製温度計の最小の目量の目盛線が三本以上ずつ付されたものでなければならない。

7　基準ガラス製温度計の目幅は、棒状の基準ガラス製温度計にあっては〇・四ミリメートル以上、二重管の基準ガラス製温度計にあっては〇・五ミリメートル以上でなければならない。

第百十二条の二　基準ガラス製温度計のうち、感温液が水銀又は水銀アマルガム（以下この章において「水銀等」という。）であるもの（以下この章において「基準水銀温度計」という。）の目盛線は、液面の最上部による示度により付されていなければならない。

2　基準水銀温度計は、最小の目量が〇・〇五度、〇・一度、〇・二度、〇・五度又は一度のものでなければならない。

第百十二条の三　基準ガラス製温度計であって、感温液が水銀等以外の液体であるもの（以下この章において「基準液体温度計」という。）の目盛線は、液面の最下部による示度により付されていなければならない。

2　基準液体温度計は、目量が〇・五度又は一度のものでなければならない。

（材質）

第百十三条　基準ガラス製温度計に使用されているガラスは、アルカリが遊離し難く、かつ、経年変化をし難いものでなければならない。

第百十四条　基準水銀温度計に封入されている水銀等は、不純物を含有していないものでなければならない。

（機構及び作用）

第百十五条　基準ガラス製温度計のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであってはならない。

2　基準ガラス製温度計のガラスの部分の長さは、七十センチメートル以下でなければならない。

3　基準ガラス製温度計の形状は、直線状でなければならない。

4　基準ガラス製温度計は、浸線（計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線その他のものをいう。）が付されたものであってはならない。

第四章　温度基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

第一款　通則

（表記）

第百十一条　温度基準器の主な目盛線には、その表す温度の値が表記されていなければならない。

（目盛標識）

第百十二条　温度基準器の目盛線は、相互に対応するものについては、その大きさその他の性質が均一でなければならない。

2　温度基準器の目盛線は、その中心線によって温度を表すように付されていなければならない。

3　温度基準器の目盛線は、その太さが目幅の五分の一以下でなければならない。

4　温度基準器の目盛線は、温度基準器を鉛直の状態にし、かつ、感温液の液面の位置までその目盛線が表す温度に保ったときに、その位置によって付されていなければならない。

5　温度基準器の目盛線は、感温液が水銀又は水銀アマルガム（以下「水銀等」という。）であるときは、液面の最上部による示度により付されていなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（材質）

第百十三条　温度基準器に使用されているガラスは、アルカリが遊離し難く、かつ、経年変化をし難いものでなければならない。

第百十四条　感温液が水銀等である温度基準器（以下この章において「基準水銀温度計」という。）に封入されている水銀等は、不純物を含有していないものでなければならない。

（機構）

第百十五条　温度基準器のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において、破損するおそれがあるものであってはならない。

2　温度基準器のガラスの部分の長さは、七十センチメートル以下でなければならない。

3　温度基準器の形状は、直線状でなければならない。

4　温度基準器は、浸線（計るべき温度を保たなければならない部分を表示する線その他のものをいう。）が付されたものであってはならない。

5　基準ガラス製温度計の感温液は、一本の毛細管に入っていなければならない。

6　基準ガラス製温度計は、毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補球部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空気及びちり等を含んでいること等のため、温度を計るときに、感温液の液切れ又は誤差を生ずるものであってはならない。

7　基準ガラス製温度計は、温度を計るときに、感温液の移動が円滑であるものでなければならない。

8　基準ガラス製温度計は、ガラス管が異常反射するもの、二重管のものにあっては、その毛細管若しくは目盛板が著しく動くもの、又はその外管に水及びちり等が入っていること等のため、示度の読み取り難いもの若しくは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであってはならない。

第百十五条の二　基準液体温度計に封入されている液体が染料により着色されているときは、その染料は、容易にたい色し、又は沈でんしないものでなければならない。

第百十五条の三　基準液体温度計は、計ることができる最高の温度が五十度以下のものでなければならない。

第百十五条の四　目量が〇・二度以下の基準ガラス製温度計は、常温に三日以上放置した後に零度の温度を計ったときの示度と、百度の温度（計ることができる最高の温度が百度未満のときは、計ることができる最高の温度の絶対値が計ることができる最低の温度の絶対値より大きいか又は等しい場合にあっては、計ることができる最高の温度、それ以外の場合にあっては、計ることができる最低の温度）に三十分間保った直後に零度の温度を計ったときの示度との差が〇・〇八度を超えるものであってはならない。

第百十五条の五　基準ガラス製温度計は、三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に近い温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差と、再び三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差との差が、基準器公差の二分の一以下のものでなければならない。

第百十五条の六　基準ガラス製温度計は、計ることができる最低の温度に保ったときに、感温液の移動が円滑でないため、示度の読み取り難いもの又は容易に誤差が生ずるものであってはならない。

第百十五条の七　基準ガラス製温度計は、計ることができる最高の温度に保ったときに、感温液の沸騰、酸化、蒸発、凝結若しくは気泡の発生又は球部の変形等が生ずるため、示度の読み取り難いもの又は容易に液切れ若しくは誤差が生ずるおそれがあるものであってはならない。

第百十五条の八　二重管の基準ガラス製温度計は、外管の頭部が溶接されたものでなければならない。

（留点）

第百十六条　基準ガラス製温度計は、留点があるものであってはならない。

第二款　体温計用基準電気式温度計

（表記）

第百十七条　体温計用基準電気式温度計の表記事項は、日本産業規格Ｔ一一四〇（二〇二四）附属書による。

5　温度基準器の感温液は、一本の毛細管に入っていなければならない。

6　温度基準器は、毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補球部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空気及びちり等を含んでいること等のため、温度を計るときに、感温液の液切れ又は誤差を生ずるものであってはならない。

7　温度基準器は、温度を計るときに、感温液の移動が円滑であるものでなければならない。

8　温度基準器は、ガラス管が異常反射するもの、二重管のものにあっては、その毛細管若しくは目盛板が著しく動くもの、又はその外管に水及びちり等が入っていること等のため、示度の読み取り難いもの若しくは示度を読み取る際に誤認のおそれがあるものであってはならない。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（留点）

第百十六条　温度基準器は、留点があるものであってはならない。

第二款　基準ガラス製温度計

（目盛標識）

第百十七条　基準ガラス製温度計は、零下五十六度から三百六十五度までのうち、一定の範囲の温度を表す目盛線が付されたものであって、かつ、零度の温度を表す目盛線が付されたものでなければならない。

2　基準ガラス製温度計は、零度の温度を表す目盛線の上下に、その目盛線に連続して、当該基準ガラス製温度計の最小の目量の目盛線が三本以上ずつ付されたものでなければならない。

3　基準ガラス製温度計の目幅は、棒状の基準ガラス製温度計にあっては〇・五ミリメートル以上、二重管の基準ガラス製温度計にあっては〇・四ミリメートル以上でなければならない。

（機構及び作用）

第百十八条　体温計用基準電気式温度計の機構及び作用は、日本産業規格Ｔ一一四〇（二〇二四）附属書による。

第百十九条から第百三十条まで　削除

第二節　基準器公差

（基準ガラス製温度計の基準器公差）

第百三十一条～第百三十三条　［略］

（体温計用基準電気式温度計の基準器公差）

第百三十三条の二　体温計用基準電気式温度計の基準器公差は、日本産業規格Ｔ一一四〇（二〇二四）附属書による。

第百十八条　基準ガラス製温度計のうち、基準水銀温度計は、最小の目量が〇・〇五度、〇・一度、〇・二度、〇・五度又は一度のものでなければならない。

第百十九条　基準ガラス製温度計であって、感温液が水銀等以外の液体であるもの（以下この章において「基準液体温度計」という。）の目盛線は、液面の最下部による示度により付されていなければならない。

2　基準液体温度計は、目量が〇・五度又は一度のものでなければならない。

（機構及び作用）

第百二十条　基準液体温度計に封入されている液体が染料により着色されているときは、その染料は、容易にたい色し、又は沈でんしないものでなければならない。

第百二十一条　基準液体温度計は、計ることができる最高の温度が五十度以下のものでなければならない。

第百二十二条　目量が〇・二度以下の基準ガラス製温度計は、常温に三日以上放置した後に零度の温度を計ったときの示度と、百度の温度（計ることができる最高の温度が百度未満のときは、計ることができる最高の温度の絶対値が計ることができる最低の温度の絶対値より大きいか又は等しい場合にあっては、計ることができる最高の温度、それ以外の場合にあっては、計ることができる最低の温度）に三十分間保った直後に零度の温度を計ったときの示度との差が〇・〇八度を超えるものであってはならない。

第百二十三条　基準ガラス製温度計は、三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に近い温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差と、再び三十分間以上計ることができる最高又は最低の温度に保った後八時間以内に零度の目盛線における器差の検査を行ったときの器差との差が、基準器公差の二分の一以下のものでなければならない。

第百二十四条　基準ガラス製温度計は、計ることができる最低の温度に保ったときに、感温液の移動が円滑でないため、示度の読み取り難いもの又は容易に誤差が生ずるものであってはならない。

第百二十五条　基準ガラス製温度計は、計ることができる最高の温度に保ったときに、感温液の沸騰、酸化、蒸発、凝結若しくは気泡の発生又は球部の変形等が生ずるため、示度の読み取り難いもの又は容易に液切れ若しくは誤差が生ずるおそれがあるものであってはならない。

第百二十六条　二重管の基準ガラス製温度計は、外管の頭部が溶接されたものでなければならない。

第百二十七条から第百三十条まで　削除

第二節　基準器公差

（温度基準器の基準器公差）

第百三十一条～第百三十三条　［略］

［新設］

第三節　検査方法

第一款　基準ガラス製温度計

（機構及び作用の検査）

第百三十五条　基準ガラス製温度計が第百十五条の四の規定に適合するかどうかの検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第百三十六条　基準ガラス製温度計が第百十五条の五の規定に適合するかどうかの検査は、計ることができる最高の温度が三百度未満のものについては、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第百三十七条　三百度を超える目盛線がある基準ガラス製温度計については、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができる最高の温度に近い温度に保った後に、第百十五条の七の規定に適合するかどうかの検査を行う。

（器差の検査）

第百三十八条　基準ガラス製温度計の器差の検査は、計ることができる最高の温度、計ることができる最低の温度及び零度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができる最高又は最低の温度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

第百三十九条　基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査を行う直前に三十分間以上計ることができる最高の温度に保った後に、零度の目盛線について行い、その後計ることができる最低の温度を表す目盛線から始めて順次高い温度を表す目盛線について行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第百四十条　基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査槽を使用して行う。ただし、空気を飽和している水及び氷の平衡温度を用いて検査を行う場合は、この限りでない。

第百四十二条　基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査槽を使用するときは、特定標準器等及び検査を行う基準ガラス製温度計の温度を感じる速さに応じ、検査槽の温度が検査に必要な一定の温度に保たれる状態又は極めて緩やかに上昇する状態において行う。

第百四十三条　基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査槽を使用するときは、検査槽内の液体をかくはんして、液体の各部の温度が常に均一であるようにして行う。

第百四十四条　基準ガラス製温度計の器差の検査を行うときは、検査を行う基準ガラス製温度計の目盛線を、目盛線が付されている面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を視定する。

第百四十五条　基準ガラス製温度計の器差の検査は、感温液が水銀等であるときは液面の最上部において、水銀等以外の液体であるときは液面の最下部において行う。

第百四十六条　基準ガラス製温度計の器差の検査は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度とした状態で行う。ただし、検査槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

第百四十七条　前条ただし書の規定により、基準ガラス製温度計の器差の検査を目盛線まで同一の温度としないで行ったときは、次の式により算出される値又は次項に規定する方法で実測された補正値により補正する。

$$補正値 = n\,(T - t)\,K$$

nは、露出部（検査を行う目盛線とそれに対応する温度に保った箇所との間の部分をいう。以下この条において同じ。）の長さをその目盛面における一度に相当する長さで除した値

Tは、検査槽の温度

第三節　検査方法

［新設］

（機構及び作用の検査）

第百三十五条　基準ガラス製温度計が第百二十二条の規定に適合するかどうかの検査は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第百三十六条　基準ガラス製温度計が第百二十三条の規定に適合するかどうかの検査は、計ることができる最高の温度が三百度未満のものについては、必要がないと認めるときは、省略することができる。

第百三十七条　三百度を超える目盛線がある基準ガラス製温度計については、器差の検査を行う前に、二時間以上その計ることができる最高の温度に近い温度に保った後に、第百二十五条の規定に適合するかどうかの検査を行う。

（器差の検査）

第百三十八条　温度基準器の器差の検査は、計ることができる最高の温度、計ることができる最低の温度及び零度を表す目盛線並びに任意の一以上の目盛線について行う。ただし、計ることができる最高又は最低の温度を表す目盛線についての器差の検査が困難なときは、できるだけそれに近い目盛線について行う。

第百三十九条　温度基準器の器差の検査は、検査を行う直前に三十分間以上計ることができる最高の温度に保った後に、零度の目盛線について行い、その後計ることができる最低の温度を表す目盛線から始めて順次高い温度を表す目盛線について行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第百四十条　温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用して行う。ただし、空気を飽和している水及び氷の平衡温度を用いて検査を行う場合は、この限りでない。

第百四十二条　温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用するときは、特定標準器等及び検査を行う温度基準器の温度を感じる速さに応じ、検査槽の温度が検査に必要な一定の温度に保たれる状態又は極めて緩やかに上昇する状態において行う。

第百四十三条　温度基準器の器差の検査は、検査槽を使用するときは、検査槽内の液体をかくはんして、液体の各部の温度が常に均一であるようにして行う。

第百四十四条　温度基準器の器差の検査を行うときは、検査を行う温度基準器の目盛線を、目盛線が付されている面に視線が垂直になる位置に置いて、その正面から示度を視定する。

第百四十五条　温度基準器の器差の検査は、感温液が水銀等であるときは液面の最上部において、水銀等以外の液体であるときは液面の最下部において行う。

第百四十六条　温度基準器の器差の検査は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度とした状態で行う。ただし、検査槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすることができないときは、この限りでない。

第百四十七条　前条ただし書の規定により、温度基準器の器差の検査を目盛線まで同一の温度としないで行ったときは、次の式により算出される値又は次項に規定する方法で実測された補正値により補正する。

$$補正値 = n\,(T - t)\,K$$

nは、露出部（検査を行う目盛線とそれに対応する温度に保った箇所との間の部分をいう。以下この条において同じ。）の長さをその目盛面における一度に相当する長さで除した値

Tは、検査槽の温度

tは、露出部の平均の温度
Kは、ガラスに対する感温液の見かけの膨張係数（基準液体温度計にあっては千分の一、基準水銀温度計にあっては六千百分の一）

2　補正値を実測する場合は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度として検査を行った場合に得た器差から、当該基準ガラス製温度計を通常検査を行う露出部の長さに露出させた状態で得た器差を減じて算出する。

第二款　体温計用基準電気式温度計

（機構及び作用の検査）

第百四十七条の二　体温計用基準電気式温度計の機構及び作用の検査は、日本産業規格Ｔ一一四〇（二〇二四）附属書による。

（器差の検査）

第百四十七条の三　体温計用基準電気式温度計の器差の検査は、日本産業規格Ｔ一一四〇（二〇二四）附属書による。

第八章　圧力基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

第三款　基準電気式圧力計

（表記）

第三百九条の二　基準電気式圧力計の表記事項は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

（機構及び作用）

第三百九条の三　基準電気式圧力計の機構及び作用は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

第四款　血圧計用基準圧力計

（表記）

第三百九条の四　血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一三）附属書による。

（機構及び作用）

第三百九条の五　血圧計用基準圧力計の機構及び作用は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一三）附属書による。

第二節　基準器公差

（基準電気式圧力計の基準器公差）

第三百十一条の二　基準電気式圧力計の基準器公差は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

（血圧計用基準圧力計の基準器公差）

第三百十一条の三　血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一三）附属書による。

第三節　検査方法

第一款　通則

（検査の条件）

第三百十二条　基準液柱型圧力計及び基準重錘型圧力計の検査は、当該基準液柱型圧力計及び基準重錘型圧力計を水平に設置した後に、常温で行う。

2　基準電気式圧力計の検査の条件は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

3　血圧計用基準圧力計の検査の条件は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一三）附属書による。

tは、露出部の平均の温度
Kは、ガラスに対する感温液の見かけの膨張係数（基準液体温度計にあっては千分の一、基準液体温度計以外の温度基準器にあっては六千百分の一）

2　補正値を実測する場合は、検査を行うべき温度を表す目盛線まで同一の温度として検査を行った場合に得た器差から、当該温度基準器を通常検査を行う露出部の長さに露出させた状態で得た器差を減じて算出する。

［新設］

［新設］

第八章　圧力基準器

第一節　構造に係る技術上の基準

［新設］

［新設］

第三節　血圧計用基準圧力計

（表記）

第三百九条の二　血圧計用基準圧力計の表記事項は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

（機構及び作用）

第三百九条の三　血圧計用基準圧力計の機構及び作用は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

第二節　基準器公差

［新設］

（血圧計用基準圧力計の基準器公差）

第三百十一条の二　血圧計用基準圧力計の基準器公差は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

第三節　検査方法

第一款　通則

（検査の条件）

第三百十二条　圧力基準器（血圧計用基準圧力計を除く。）の検査は、当該圧力基準器を水平に設置した後に、常温で行う。

［新設］

2　血圧計用基準圧力計の検査の条件は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

第四款　基準電気式圧力計

（機構及び作用の検査）

第三百十七条の二　基準電気式圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

（器差の検査）

第三百十七条の三　基準電気式圧力計の器差の検査は、日本産業規格Ｂ七五〇五―二（二〇二二）附属書による。

第五款　血圧計用基準圧力計

（機構及び作用の検査）

第三百十七条の四　血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇二三）附属書による。

（器差の検査）

第三百十七条の五　血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇二三）附属書による。

別表（第二十四条関係）

［略］	［略］	［略］
基準ガラス製温度計（体温計に使用するものを除く。）	［略］	［略］
体温計に使用する基準ガラス製温度計	［略］	［略］
体温計用基準電気式温度計	零度を含む一度ごとの表す量のうち、五箇所以内の表す量	零度を含む一度ごとの表す量のうち、五箇所以内の表す量
［略］	［略］	［略］
基準重錘型圧力計	［略］	［略］
基準電気式圧力計	任意の四箇所以内の表す量	［新設］
血圧計用基準圧力計	任意の七箇所以上の表す量	任意の三箇所以内の表す量
［略］	［略］	［略］
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［削る］

［新設］

［新設］

第四款　血圧計用基準圧力計

（機構及び作用の検査）

第三百十七条の二　血圧計用基準圧力計の機構及び作用の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

（器差の検査）

第三百十七条の三　血圧計用基準圧力計の器差の検査は、日本産業規格Ｔ一一一五（二〇一八）附属書による。

別表（第二十四条関係）

［略］	［略］	［略］
温度基準器（体温計に使用するものを除く。）	［略］	［略］
体温計に使用する温度基準器	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
［略］	［略］	［略］
基準重錘型圧力計	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
血圧計用基準圧力計	任意の三箇所以内の表す量	任意の三箇所以内の表す量
［略］	［略］	［略］
液化石油ガス用浮ひょう型密度計	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　温度基準器、密度基準器、濃度基準器及び比重基準器については、特別の理由があると認めるときは、右に掲げる箇所以外の箇所についての器差を記載することができる。

備考　表中の［　］は注記である。

（指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正）

第三条　指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（検査方法等） **第七条**　法第九十五条第二項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。 一　［略］ 二　製造されるすべての特定計量器について法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法により器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。 三～七　［略］	（検査方法等） **第七条**　法第九十五条第二項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。 一　［略］ 二　製造されるすべての特定計量器について器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。 三～七　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（計量法関係手数料規則の一部改正）

第四条　計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第一の二（第四条第二項関係）			**別表第一の二**（第四条第二項関係）		
特定計量器	試験	一件についての減ずる金額	特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～十　［略］	［略］	［略］	一～十　［略］	［略］	［略］
十一　削除 ［削る］ ［削る］	［削る］ ［削る］	［削る］ ［削る］	十一　騒音計 イ　使用最大周波数が八千ヘルツ以下のもの ロ　使用最大周波数が八千ヘルツを超えるもの	［新設］ ［新設］ ［新設］	二万五千百円 十二万千三百円 五万四千四百円
十二～十四　［略］	［略］		十二～十四　［略］	［略］	
別表第一の三（第四条第二項関係）			**別表第一の三**（第四条第二項関係）		
特定計量器	試験	一件についての減ずる金額	特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～四　［略］	［略］	［略］	一～四　［略］	［略］	［略］
五　騒音計	1　表示装置試験、アナログ又はデジタル出力試験及び電源試験 2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 3　無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ試験 4　サージイミュニティ試験 5　静圧試験、周囲温度試験、湿度試験及び2から4までに掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	三万八千六百円 五万八千二百円	［新設］	1　［新設］ 2　［新設］ 3　［新設］ 4　［新設］ 5　［新設］	十六万七千五百円 十七万七千九百円

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器 イ　［略］ ロ　体温計用基準電気式温度計	［略］ 十九万七千円
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ハ　基準電気式圧力計 ニ　［略］	［略］ 三十八万五千七百円
七～十二　［略］	［略］

別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器 イ　基準ガラス製温度計 (1)　計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの (2)　イに掲げるもの以外のもの ロ　体温計用基準電気式温度計	［削る］ 三千百円 五千六百円 三千三百五十円
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ハ　基準電気式圧力計 ニ　［略］	［略］ 二万六千二百円
七～十二　［略］	［略］

別表第二（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　温度基準器 イ　［略］ ［新設］	［略］ ［新設］
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ［新設］ ハ　［略］	［略］ ［新設］ ［略］
七～十二　［略］	［略］

別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一・二　［略］	［略］
三　基準ガラス製温度計 イ　計ることができる温度が零下三度を超え百三度以下のもの ［新設］ ロ　イに掲げるもの以外のもの ［新設］	三千百円 ［新設］ 五千六百円 ［新設］
四・五　［略］	［略］
六　圧力基準器 イ・ロ　［略］ ［新設］ ハ　［略］	［略］ ［新設］ ［略］
七～十二　［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第五条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二百十五条第三号、第二百二十二条第三号、第二百五十五条第三号、第二百五十六条第三号、第二百七十二条第三号、第二百八十二条第三号、第二百八十三条第三号、第二百八十四条第三号及び第二百八十四条の二第三号中「二〇一四」を「二〇二四」に改める。

第五百二十五条第二号、第五百二十七条第二号、第五百三十七条第二号、第五百三十八条第二号、第五百四十四条第二号、第五百四十七条第二号、第五百四十八条第二号、第五百四十九条第二号及び第五百四十九条の二第二号中「二〇一五」を「二〇二二」に改める。

第五百五十条、第五百五十一条第一号、第五百六十四条第一号、第五百六十五条第一号、第五百七十三条第一号、第五百七十四条第一号、第五百七十五条第一号、第五百七十六条第一号及び第五百七十七条第一号中「二〇一八」を「二〇二三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（抵抗体温計の基準適合義務に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（以下「法」という。）第七十六条第一項、法第八十一条第一項又は法第八十九条第一項の承認を受けた型式及び同日前に型式の承認の申請をして同日以降に当該型式の承認を受けた型式に属する抵抗体温計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和七年三月三十一日までは、なお従前の例による。

（経過措置）

第三条　特定計量器検定検査規則（以下「旧省令」という。）第五百四十四条第二号に規定する器差検定の方法又は法第九十四条第一項に規定する指定製造事業者（この省令の施行の際現に法第十六条第一項第二号ロの指定を受けている者に限る。）が行う法第九十五条第二項の検査については、この省令による改正後の特定計量器検定検査規則（以下「新省令」という。）第五百四十四条第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年間は、なお従前の例によることができる。

第四条　旧省令第五百四十九条の二第二号に規定する器差検査の方法又は法第百二十七条第一項に規定する適正計量管理事業所（この省令の施行の際現に同項の指定を受けている者に限る。）が行う計量法施行規則第七十五条第二項の検査については、新省令第五百四十九条の二第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第八項、第七十六条及び第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令

（装置型式指定規則の一部改正）

第一条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（指定を受けたものとみなす特定装置）	
第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	
特定装置の種類	規則番号
一～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版第百七十一号
三の八～三十四の二　（略）	（略）

改正前	
（指定を受けたものとみなす特定装置）	
第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	
特定装置の種類	規則番号
一～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版
三の八～三十四の二　（略）	（略）

三十四の三　第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第百三十号改訂版
三十四の四～三十五の二　（略）	（略）
三十五の三　第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第九改訂版
三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第六改訂版
三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第八十一号
三十七の二～四十二　（略）	（略）
2・3　（略）	

三十四の三　第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第百三十号
三十四の四～三十五の二　（略）	（略）
三十五の三　第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第八改訂版
三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等	第四十六号第五改訂版
三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第八十一号
三十七の二～四十二　（略）	（略）
2・3　（略）	

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十五　（略）	（略）
十六　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	二十七万円
十六の二　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	百八十八万四千円
十七～百三十五　（略）	（略）
備考 一～七　（略）	

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十五　（略）	（略）
十六　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	二十七万円
十七～百三十五　（略）	（略）
備考 一～七　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～六　（略）	（略）
七　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	二十七万円
七の二　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験	百八十八万四千円
八～九十六　（略）	（略）
備考 一～五　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～六　（略）	（略）
七　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験	二十七万円
八～九十六　（略）	（略）
備考 一～五　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年九月二十二日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第三十四号の三下欄に掲げる第百三十号に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第三十四号の三下欄に掲げる第百三十号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条第一項の表第三十五号の三下欄に掲げる第四十八号第八改訂版に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十五号の三下欄に掲げる第四十八号第九改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定（ハウジングを有しない後写鏡（車室内に備えるものを除く。）、格納することができる後方等確認装置又は車両中心線上に運転者席を備える自動車に備える後写鏡等に係るもの（令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定（ハウジングを有しない後写鏡（車室内に備えるものを除く。）、格納することができる後方等確認装置及び車両中心線上に運転者席を備える自動車に備える後写鏡等に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第八十五号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第五項第十六号ロ及びニ、第十三項並びに第二十七項（同条第三十項において準用する場合を含む。）並びに第十七条の六十一の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省関係地域再生法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

（国土交通省関係地域再生法施行規則等の一部を改正する省令）

第一条　国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域住宅団地再生事業計画の記載事項） **第八条**　法第十七条の三十六第五項第十六号ロの国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　路線又は運送の区域 二　事務所の名称及び位置	（新設）

三　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車（法第十七条の三十六第五項第十六号ロに規定する自家用有償旅客運送自動車をいう。以下同じ。）の数及びその種類ごとの数

四　自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び前号に掲げる事項

（運送の区域）

第九条　法第十七条の三十六第五項第十六号ロの運送の区域は、認定地域再生計画（法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載された区域のうち、地域公共交通会議等（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第四条第二項に規定する地域公共交通会議等をいう。以下同じ。）において協議により定められた区域（同令第五十一条の七第二号に該当する場合にあっては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められている区域）とする。

2　住宅団地再生自家用有償旅客運送者（住宅団地再生自家用有償旅客運送（法第十七条の三十六第五項第十六号に規定する住宅団地再生自家用有償旅客運送をいう。以下同じ。）の実施主体をいう。以下同じ。）は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

（法第十七条の三十六第五項第十六号ニの事項）

第十条　法第十七条の三十六第五項第十六号ニの国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備又は自家用有償旅客運送自動車による旅客の運送の手配に係るサービスの提供とする。

（都市計画建築物等整備促進事業に関する事項の案の公告）

第十一条　法第十七条の三十六第九項の規定による公告は、都市計画建築物等整備促進事業（同条第五項第四号に規定する都市計画建築物等整備促進事業をいう。）に係る都市計画に定めるべき事項の種類、当該事項を定める土地の区域及び当該都市計画建築物等整備促進事業に関する事項の案の縦覧場所について、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業等に関する事項の案の公告）

第十二条　法第十七条の三十六第十三項の規定による公告は、特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業（同条第五項第五号に規定する特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業をいう。）又は特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業（同項第六号に規定する特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業をいう。）のうち実施する事業の種類、当該事業に係る特定区域（同項第五号に規定する特定区域をいう。）の区域及び当該事業に関する事項の案の縦覧場所について、認定市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　法第十七条の三十六第二十七項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　住宅団地再生自家用有償旅客運送者が地域再生推進法人（法第十七条の三十六第五項第七号に規定する地域再生推進法人をいう。以下この号において同じ。）である場合にあっては、

（新設）

（新設）

（都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に関する事項の案の公告）

第八条　法第十七条の三十六第六項の規定による公告は、都市計画住宅団地再生建築物等整備事業（法第十七条の三十六第四項第四号に規定する都市計画住宅団地再生建築物等整備事業をいう。以下この条において同じ。）に係る都市計画に定めるべき事項の種類、当該事項を定める土地の区域及び当該都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧場所について、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

当該地域再生推進法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である地域再生推進法人にあっては、これらに準ずるもの）

二　路線を定めて住宅団地再生自家用有償旅客運送を行おうとする者にあっては、次に掲げる事項を記載した路線図

イ　路線

ロ　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

三　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

四　地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（道路運送法施行規則第五十一条の七第二号に該当する場合にあっては、同号の地域公共交通計画）

五　自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

六　自家用有償旅客運送自動車の運転者が、道路運送法施行規則第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

七　道路運送法施行規則第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

八　道路運送法施行規則第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

九　道路運送法施行規則第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十　道路運送法施行規則第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

十一　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

十二　特定自動運行旅客運送（特定自動運行（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十七号の二に規定する特定自動運行をいう。）による旅客の運送をいう。）を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行旅客運送に係る同法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

（法第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項の変更に関する同意）

第十四条　法第十七条の三十六第三十項において準用する同条第二十七項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする認定市町村は、次に掲げる書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　登録番号

ハ　変更しようとする事項及び変更予定期日

ニ　新たに事業者協力型住宅団地再生自家用有償旅客運送（法第十七条の三十六第五項第十六号ニに規定する運送をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

ホ　現に行っている事業者協力型住宅団地再生自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあっては、その旨

（新設）

二　前条に規定する書類のうち地域住宅団地再生事業計画の記載事項の変更に伴いその内容が変更されるもの

三　第八条に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（道路運送法施行規則第五十一条の七第二号に該当する場合にあっては、当該増加に係る変更後の同号の地域公共交通計画）

四　住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録証（第二十三条に規定する住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録証をいう。第三項において同じ。）

2　第二十二条の規定は、法第十七条の五十三の規定により道路運送法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしたものとみなされる者がある場合について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3　国土交通大臣は、法第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項を記載した地域住宅団地再生事業計画の変更について、前項において準用する第二十二条の規定により同条第一項に規定する住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録簿に記載したときは、住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録証を訂正し、当該計画に記載された住宅団地再生自家用有償旅客運送者に交付するものとする。

（建築物の容積率の算定に係る認定の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

第十五条　法第十七条の四十三の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十二条第六項第三号の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を申請しようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この条及び次条において同じ。）が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、認定をしたときは、別記様式第六による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、認定をしないときは、別記様式第六の二による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（建築物の高さの限度に係る許可の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

第十六条　法第十七条の四十四の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十五条第四項第二号の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を申請しようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、認定をしたときは、別記様式第八による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、認定をしないときは、別記様式第八の二による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の記載事項）

第十七条　法第十七条の五十第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生道路運送利便増進事業（法第十七条の三十六第五項第十五号に規定する住宅団地再生道路運送利便増進事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（新設）

（新設）

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の記載事項）

第九条　法第十七条の四十三第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。第十四条において同じ。）に住宅団地再生道路運送利便増進事業（法第十七条の三十六第四項第十一号に規定する住宅団地再生道路運送利便増進事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定の申請）

第十八条　法第十七条の五十一第一項の規定により住宅団地再生道路運送利便増進実施計画（法第十七条の五十第一項に規定する住宅団地再生道路運送利便増進実施計画をいう。以下同じ。）の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第十七条の五十第二項各号に掲げる事項

2　（略）

3　道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第十九条　法第十七条の五十一第六項の規定により認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画（同条第八項に規定する認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画をいう。）の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（道路管理者に対する意見聴取の方法）

第二十条　法第十七条の五十一第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和二十六年運輸省・建設省令第一号）第一条（第三項を除く。）、第二条（第三項を除く。）、第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書又は第十四条に基づく認可申請書（路線の新設に係る事業計画の変更又は」とあるのは「住宅団地再生道路運送利便増進事業につき国土交通省関係地域再生法施行規則（以下「規則」という。）第十条第一項又は第十一条第一項に基づく申請書（規則第十条第二項又は第十一条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が事業の許可又は路線の新設に係る事業計画の変更若しくは」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「当該申請書」と、同令第三条第一項中「第一条第一項又は第三項」とあるのは「第一条第一項」と、「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、「地方運輸局長（第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあつては、運輸監理部長又は運輸支局長）」とあるのは「地方運輸局長」と、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第二十一条　法第十七条の五十一第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第十七条の五十一第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定の申請）

第十条　法第十七条の四十四第一項の規定により住宅団地再生道路運送利便増進実施計画（法第十七条の四十三第一項に規定する住宅団地再生道路運送利便増進実施計画をいう。以下同じ。）の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第十七条の四十三第二項各号に掲げる事項

2　（略）

3　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第十一条　法第十七条の四十四第六項の規定により認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画（法第十七条の四十四第八項に規定する認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画をいう。）の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（道路管理者に対する意見聴取の方法）

第十二条　法第十七条の四十四第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和二十六年運輸省・建設省令第一号）第一条（第三項を除く。）、第二条（第三項を除く。）、第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書又は第十四条に基づく認可申請書（路線の新設に係る事業計画の変更又は」とあるのは「住宅団地再生道路運送利便増進事業につき国土交通省関係地域再生法施行規則（以下「規則」という。）第十条第一項又は第十一条第一項に基づく申請書（規則第十条第二項又は第十一条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が事業の許可又は路線の新設に係る事業計画の変更若しくは」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「当該申請書」と、同令第三条第一項中「第一条第一項又は第三項」とあるのは「第一条第一項」と、「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、「地方運輸局長（第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあつては、運輸監理部長又は運輸支局長）」とあるのは「地方運輸局長」と、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第十三条　法第十七条の四十四第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第十七条の四十四第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第

一項の規定による処分により」とあるのは「法第十七条の五十二の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十七条の五十二の規定により道路運送法第四条第一項、第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十七条の五十二の規定により道路運送法第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

（住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録簿）

第二十二条　国土交通大臣は、法第十七条の五十三の規定により道路運送法第七十九条の登録を受けたものとみなされる者がある場合には、次に掲げる事項を住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録簿（第三十条第一項第四号において「登録簿」という。）に記載するものとする。

一　法第十七条の三十六第五項第十六号イからニまでに掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　前項の登録簿は、別記様式第九によるものとする。

（登録証）

第二十三条　国土交通大臣は、前条第一項の記載をしたときは、当該計画に記載された住宅団地再生自家用有償旅客運送者に次に掲げる事項を記載した住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録の有効期間

三　名称及び住所

四　路線又は運送の区域

五　事業者協力型住宅団地再生自家用有償旅客運送にあっては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

（有効期間の更新の登録）

第二十四条　住宅団地再生自家用有償旅客運送について道路運送法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、道路運送法施行規則第五十一条の十第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　登録番号

三　第八条に規定する事項

四　運送しようとする旅客の範囲

五　事業者協力型住宅団地再生自家用有償旅客運送を行おうとする者にあっては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

一項の規定による処分により」とあるのは「法第十七条の四十五の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項、第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十七条の四十五の規定により道路運送法第四条第一項、第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十七条の四十五の規定により道路運送法第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

２　前項の更新登録申請書には、第十三条に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十二号までに掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

３　第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

４　前二条の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第二十二条第一項第二号及び前条第一号中「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と、前条中「前条第一項」とあるのは「第二十四条第四項において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

（住宅団地再生自家用有償旅客運送に係る自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第二十五条　法第十七条の五十三の規定により道路運送法第七十九条の登録を受けたものとみなされた住宅団地再生自家用有償旅客運送者における旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）第二条の二第一項の規定の適用については、同項中「第六号様式」とあるのは「国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十八号）別記様式第十」とする。

（新設）

（住宅団地再生自家用有償旅客運送に関する道路運送法施行規則の規定の適用）

第二十六条　住宅団地再生自家用有償旅客運送における次の表の上欄に掲げる道路運送法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（新設）

第五十一条の八	法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画（同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。）に係る地域再生推進法人（同条第五項第七号に規定する地域再生推進法人をいう。第五十一条の十四第二項第二号において同じ。）が行う住宅団地再生自家用有償旅客運送（同法第十七条の三十六第五項第十六号に規定する住宅団地再生自家用有償旅客運送をいう。）
	申請者	地域再生推進法人
第五十一条の十四第二項第一号	市町村	認定市町村
第五十一条の十四第二項第二号	特定非営利活動法人等	地域再生推進法人

第五十一条の十六第四項	第一項第一号及び前項第二号	第一項第一号	
第五十一条の十六第五項及び第六項	第一項第一号及び第三項第二号	第一項第一号	
第五十一条の十七第三項	次に掲げる業務	次に掲げる業務（第三号に掲げる業務を除く。）	
第五十一条の二十三第一項第五号	第五十一条の十六第一項及び第三項	第五十一条の十六第一項	

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の記載事項）

第二十七条　法第十七条の五十四第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業（法第十七条の三十六第五項第十七号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定の申請）

第二十八条　法第十七条の五十五第一項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画（法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画をいう。以下同じ。）の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第十七条の五十四第二項各号に掲げる事項

2　（略）

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請）

第二十九条　法第十七条の五十五第六項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（権限の委任）

第三十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長（第三号に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に委任する。

一　法第十七条の三十六第二十七項（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

二　法第十七条の五十一の規定により認定すること。

三　法第十七条の五十五の規定により認定すること。

四　第二十二条の規定により登録簿に記載すること。

五　第二十三条の規定により登録証を交付すること。

六　第二十四条の規定により更新登録申請書を受理すること。

2　法第十七条の五十九の規定による報告の求めは、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の記載事項）

第十四条　法第十七条の四十六第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業（法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定の申請）

第十五条　法第十七条の四十七第一項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画（法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画をいう。以下同じ。）の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　法第十七条の四十六第二項各号に掲げる事項

2　（略）

（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請）

第十六条　法第十七条の四十七第六項の規定により住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

2・3　（略）

（権限の委任）

第十七条　法第十七条の四十四及び第十七条の四十七に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に委任する。

2　法第十七条の五十一に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

3　第一項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち同項第一号及び第四号から第六号までに規定する権限は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

（書類の提出）

第三十一条　（略）

2　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって住宅団地再生道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。第四項において同じ。）を経由して提出しなければならない。

3　（略）

4　この省令の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に提出すべき申請書は、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の五十二	（略）	（略）

別表第二（第二十八条及び第二十九条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の五十六第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十六第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十七第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十七第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十八関係	（略）	（略）

（新設）

（書類の提出）

第十八条　（略）

2　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であって住宅団地再生道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

3　（略）

（新設）

別表第一（第十条及び第十一条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の四十五	（略）	（略）

別表第二（第十五条及び第十六条関係）

規定	事項	書類
法第十七条の四十八第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の四十八第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の四十九第一項関係	（略）	（略）
法第十七条の四十九第二項関係	（略）	（略）
法第十七条の五十関係	（略）	（略）

別記様式第五（第十五条第一項関係）（A4）

別記様式第四の次に次の八様式を加える。

認定申請書
（第一面）

地域再生法第17条の43の規定により読み替えて適用する建築基準法第52条第６項第３号の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁　様

年　月　日

申請者氏名

【1．申請者】
【イ．氏名のフリガナ】
【ロ．氏名】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】

【2．設計者】
【イ．資格】　（　）建築士　（　）登録第　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】　（　）建築士事務所（　）知事登録第　号

【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年　月　日		年　月　日
第　号		第　号
係員氏名		係員氏名

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1．地名地番】

【2．住居表示】

【3．防火地域】　□防火地域　　□準防火地域　　□指定なし

【4．その他の区域、地域、地区又は街区】

【5．道路】
【イ．幅員】
【ロ．敷地と接している部分の長さ】

【6．敷地面積】
【イ．敷地面積】　(1)　(　　)(　　)(　　)(　　)
(2)　(　　)(　　)(　　)(　　)
【ロ．用途地域等】　(　　)(　　)(　　)(　　)
【ハ．建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(　　)(　　)(　　)(　　)
【ニ．建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(　　)(　　)(　　)(　　)
【ホ．敷地面積の合計】　(1)
(2)
【ヘ．敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
【ト．敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
【チ．備考】

【7．主要用途】　(区分　　)

【8．工事種別】　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【9．建築面積】　(申請部分　　)(申請以外の部分)(合計　　)
【イ．建築物全体】　(　　)(　　)(　　)
【ロ．建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
(　　)(　　)(　　)
【ハ．建蔽率】

【10．延べ面積】　(申請部分　　)(申請以外の部分)(合計　　)
【イ．建築物全体】　(　　)(　　)(　　)
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
(　　)(　　)(　　)
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】
(　　)(　　)(　　)
【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
(　　)(　　)(　　)
【ホ．認定機械室等の部分】(　　)(　　)(　　)
【ヘ．自動車車庫等の部分】(　　)(　　)(　　)
【ト．備蓄倉庫の部分】　(　　)(　　)(　　)
【チ．蓄電池の設置部分】　(　　)(　　)(　　)
【リ．自家発電設備の設置部分】
(　　)(　　)(　　)
【ヌ．貯水槽の設置部分】　(　　)(　　)(　　)
【ル．宅配ボックスの設置部分】
(　　)(　　)(　　)
【ヲ．その他の不算入部分】(　　)(　　)(　　)
【ワ．住宅の部分】　(　　)(　　)(　　)

【カ．老人ホーム等の部分】（　　）（　　）（　　）
【ヨ．従前ロ～ヲであった部分のうち地域再生法の特例により引き続き不算入となる部分】
（　　）（　　）（　　）
従前の部分：
□地階の住宅又は老人ホーム等の部分（　　）
□エレベーターの昇降路の部分（　　）
□共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分（　　）
□認定機械室等の部分（　　）　□自動車車庫等の部分（　　）
□備蓄倉庫の部分（　　）　□蓄電池の設置部分（　　）
□自家発電設備の設置部分（　　）　□貯水槽の設置部分（　　）
□宅配ボックスの設置部分（　　）□その他の不算入部分（　　）
【タ．延べ面積】
【レ．容積率】

【11．建築物の数】
【イ．申請に係る建築物の数】
【ロ．同一敷地内の他の建築物の数】

【12．工事着手予定年月】　　年　　月

【13．工事完了予定年月】　　年　　月

【14．その他必要な事項】

【15．備考】

（第三面）

建築物別概要

【1．番号】

【2．工事種別等】　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□既設

【3．構造】　　造　　一部　　造

【4．高さ】
【イ．最高の高さ】
【ロ．最高の軒の高さ】

【5．用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分　)	(申請以外の部分)	(合計　)
【イ.】	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
【ロ.】	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
【ハ.】	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
【ニ.】	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
【ホ.】	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)

【6．その他必要な事項】

【7．備考】

（注意）

1．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2．第一面関係

①　申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

②　2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

③　設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

④　※印のある欄は記入しないでください。

3．第二面関係

①　住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。

②　3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

③　4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

④　5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑤　6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥　6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑦　6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑧　建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨　建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑩　建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪　7欄は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。

⑫　8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬　9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。

⑭　10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。「ロ」～「ヲ」について、地域再生法第17条の43の建築物の容積率の算定に係る認定の特例により、引き続き容積率の算定の基礎となる延べ床面積に算入しない部分を有する場合は「ヨ」に当該部分の床面積を記載し、その内容について記載するとともに、その内訳について「従前の部分」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、各部分の床面積を記入してください。

⑮　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯　10欄の「タ」の延べ面積及び「レ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割

合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)　自動車車庫等の部分　5分の1

(2)　備蓄倉庫の部分　50分の1

(3)　蓄電池の設置部分　50分の1

(4)　自家発電設備の設置部分　100分の1

(5)　貯水槽の設置部分　100分の1

(6)　宅配ボックスの設置部分　100分の1

⑰　6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑱　ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4．第三面関係

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

③　1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

④　2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤　5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑥　ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

⑦　建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

別記様式第六(第十五条第二項関係)(A4)

認　定　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

特定行政庁　　印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、地域再生法第17条の43の規定により読み替えて適用する建築基準法第52条第６項第３号の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日　　年　　月　　日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）　この通知書は、大切に保存しておいてください。

別記様式第六の二（第十五条第三項関係）（A4）

認定しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

特定行政庁　　印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画について、下記の理由により地域再生法第17条の43の規定により読み替えて適用する建築基準法第52条第６項第３号による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

別記様式第七(第十六条第一項関係)(A4)

認定申請書
（第一面）

地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する建築基準法第55条第４項第２号の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁　　様

年　　月　　日

申請者氏名

【1．申請者】
【イ．氏名のフリガナ】
【ロ．氏名】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】

【2．設計者】
【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】　（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年　月　日		年　月　日
第　　号		第　　号
係員氏名		係員氏名

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1．地名地番】

【2．住居表示】

【3．防火地域】　□防火地域　□準防火地域　□指定なし

【4．その他の区域、地域、地区又は街区】

【5．道路】
【イ．幅員】
【ロ．敷地と接している部分の長さ】

【6．敷地面積】
【イ．敷地面積】　(1)　(　　)(　　)(　　)(　　)
(2)　(　　)(　　)(　　)(　　)
【ロ．用途地域等】　(　　)(　　)(　　)(　　)
【ハ．建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(　　)(　　)(　　)(　　)
【ニ．建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(　　)(　　)(　　)(　　)
【ホ．敷地面積の合計】　(1)
(2)
【ヘ．敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】
【ト．敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】
【チ．備考】

【7．主要用途】　（区分　　）

【8．工事種別】　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【9．建築面積】　(申請部分　)(申請以外の部分)(合計　)
【イ．建築物全体】　(　　)(　　)(　　)
【ロ．建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
(　　)(　　)(　　)
【ハ．建蔽率】

【10．延べ面積】　(申請部分　)(申請以外の部分)(合計　)
【イ．建築物全体】　(　　)(　　)(　　)
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
(　　)(　　)(　　)
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】
(　　)(　　)(　　)
【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
(　　)(　　)(　　)
【ホ．認定機械室等の部分】(　　)(　　)(　　)
【ヘ．自動車車庫等の部分】(　　)(　　)(　　)
【ト．備蓄倉庫の部分】　(　　)(　　)(　　)
【チ．蓄電池の設置部分】　(　　)(　　)(　　)
【リ．自家発電設備の設置部分】
(　　)(　　)(　　)
【ヌ．貯水槽の設置部分】　(　　)(　　)(　　)
【ル．宅配ボックスの設置部分】
(　　)(　　)(　　)
【ヲ．その他の不算入部分】(　　)(　　)(　　)
【ワ．住宅の部分】　(　　)(　　)(　　)

【カ．老人ホーム等の部分】（　　）（　　）（　　）
【ヨ．延べ面積】
【タ．容積率】

【11．建築物の数】
【イ．申請に係る建築物の数】
【ロ．同一敷地内の他の建築物の数】

【12．工事着手予定年月】　　年　　月

【13．工事完了予定年月】　　年　　月

【14．その他必要な事項】

【15．備考】

（第三面）

建築物別概要

【1．番号】

【2．工事種別等】　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□既設

【3．構造】　造　一部　造

【4．高さ】
【イ．最高の高さ】
【ロ．最高の軒の高さ】

【5．用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分　)	(申請以外の部分)	(合計　)
【イ.】	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
【ロ.】	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
【ハ.】	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
【ニ.】	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
【ホ.】	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

【6．その他必要な事項】

【7．備考】

（注意）

1．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2．第一面関係

①　申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

②　2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

③　設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

④　※印のある欄は記入しないでください。

3．第二面関係

①　住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。

②　3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

③　4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

④　5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑤　6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥　6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑦　6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑧　建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨　建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。

⑩　建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪　7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。

⑫　8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬　9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。

⑭　10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑮　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯　10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)　自動車車庫等の部分　5分の1

(2)　備蓄倉庫の部分　50分の1

(3)　蓄電池の設置部分　50分の1

(4)　自家発電設備の設置部分　100分の1
(5)　貯水槽の設置部分　100分の1
(6)　宅配ボックスの設置部分　100分の1

⑰　6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑱　ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4．第三面関係

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

③　1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

④　2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤　5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

⑥　ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

⑦　建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

別記様式第八（第十六条第二項関係）（A4）

認　定　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

特定行政庁　　印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する建築基準法第55条第４項第２号の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日　　年　　月　　日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）　この通知書は、大切に保存しておいてください。

別記様式第八の二（第十六条第三項関係）（A4）

認定しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

特定行政庁　　印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画について、下記の理由により地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する建築基準法第55条第４項第２号による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

別記様式第九（第二十二条第二項関係）

住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号		
登録年月日及び更新登録年月日		
名称		
代表者の氏名		
住所		
運送の種別	住宅団地再生自家用有償旅客運送	
事務所の名称及び位置	名称	位置
路線又は運送の区域		
運送する旅客の範囲		
事業者協力型自家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	住所
備考		

運送の種別	事務所	自家用有償旅客運送自動車の数		
		セダン等（軽自動車）	バス	合計（軽自動車）
住宅団地再生自家用有償旅客運送		（　）		（　）
		（　）		（　）

別記様式第十（第二十六条関係）

種別	住宅団地再生自家用有償旅客運送

住宅団地再生自家用有償旅客運送輸送実績報告書（　　年度）

宛て

住　　所
運送者名
代表者名（役職及び氏名）
電話番号

概況（　　年３月31日現在）

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全　　国
自家用有償旅客運送自動車数	セダン等（両）	（　　）	（　　）	（　　）
	バス（両）			
	計（両）	（　　）	（　　）	（　　）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績（前年４月1日から本年３月31日まで）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全　　国
走行キロ（キロメートル）			
輸送人員（人）又は運送回数（回）			
運送収入（千円）			

事故件数（前年４月１日から本年３月31日まで）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全　　国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

備考

１　管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸管理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸管理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の住宅団地再生自家用有償旅客運送について、登録を受けたものとみなされた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。

２　全国の欄にあっては登録を受けたものとみなされた全ての運送の区域における住宅団地再生自家用有償旅客運送について記載すること。

３　自家用有償旅客運送自動車数の欄の（　　）には、軽自動車数を記載すること。

４　輸送人員又は運送回数については、路線を定めて運送を行う場合にあっては輸送人員を、区域を定めて運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。

５　交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72項第１項の交通事故をいう。

６　重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第２条の事故をいう。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二　法第十一条第二項第五号に規定する地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六十に規定する業務に関する事項 二十三～三十五　（略）	**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二　法第十一条第二項第五号に規定する地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十二に規定する業務に関する事項 二十三～三十五　（略）

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 八～十二　（略） （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 七～九　（略） （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～二十三　（略） 二十四　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 二十五～四十三　（略） 2　（略） （総務企画部の所掌事務） **第八十七条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略） 十八　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 十九～三十一　（略） （企画課の所掌事務） **第九十九条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 八～十二　（略） （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 七～九　（略） （所掌事務） **第八十五条**　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一～二十三　（略） 二十四　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 二十五～四十三　（略） 2　（略） （総務企画部の所掌事務） **第八十七条**　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略） 十八　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。 十九～三十一　（略） （企画課の所掌事務） **第九十九条**　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

七　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

八～十九　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

六～八　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

五　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

六～四十二　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　（略）

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十二　地域再生法第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

十三～四十三　（略）

3～8　（略）

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

七　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

八～十九　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

六～八　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

五　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

六～四十二　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　（略）

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十二　地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

十三～四十三　（略）

3～8　（略）